

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第(10)号

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則

京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「生活環境美化センター」を「京都市生活環境美化センター」に改め、
同条第3号に次のただし書を加える。

ただし、京都市生活環境美化センターの所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)